

竹田市サテライトオフィス誘致支援業務（福岡圏域）
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和3年7月

竹田市企画情報課 総合政策室

竹田市サテライトオフィス誘致支援業務（福岡圏域）に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

- (1) 名称：令和3年度竹田市サテライトオフィス誘致支援業務（福岡圏域）
- (2) 事業内容：竹田市サテライトオフィス誘致支援業務（福岡圏域）に係る仕様書による
- (3) 事業実施期間：契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
- (4) 委託上限額：プロジェクト推進費
金 2, 200, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. プロポーザルの参加資格

次の条件のいずれにも該当し、竹田市において実施するプレゼンテーション等に参加できる者とする。

- (1) 本市の令和3・4年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし本件に限り、本プロポーザル関係書類の提出と同時に申請を行い受理された者を含む（共同企業体を除く）。
（申請については https://www.city.taketa.oita.jp/sangyo_jigyosha/3/3/2/2506.html を参照してください。）ただし、申請関係書類の提出期限は7月21日（水）とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (6) 事業実施にあたり専任担当者を配置し、本市との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。
- (7) 竹田市暴力団排除条例（平成23年竹田市条例第18号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に当てはまらない者であること。
- (8) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。
- (9) 「別添仕様書4. 事業内容」の事業を実施できる事業者であること。

3. 業務委託事業者選考スケジュール

業務委託事業者選考等に関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	期日
公募期間（HPへの掲載）	令和3年7月9日（金）～7月21日（水）
企画提案書作成に関する質問票受付期間	令和3年7月12日（月）～7月19日（月）17時まで

参加表明書提出締切	令和3年7月21日（水） 17時まで（必着）
企画提案書等提出締切	令和3年7月26日（月） 17時まで（必着）
選考審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和3年8月 2日（月） 詳細は別途連絡
結果通知	令和3年8月上旬予定

4. 参加表明等

本選考審査に参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

なお、次項に記載する提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は審査の結果参加資格がないと認められた者は、本選考審査に参加することはできない。

（1）提出期限

令和3年7月21日（水） 17時まで（必着）

（2）提出書類

下記書類を提出期限までに各1部ずつ提出すること。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要
 - a 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - b 印鑑証明書
 - c 納税証明書（国税）
 - ・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - d 納税証明書（都道府県税）
 - ・都道府県税の完納証明書
 - e 市町村税完納証明
 - f 決算書（直近1期分）

（3）提出先及び提出方法

竹田市企画情報課 総合政策室（10.事務局参照）持参又は郵送

（4）参加資格の喪失

参加資格確認結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本選考審査に参加することができないこととする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っている事業者。
- ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けている事業者。
- ④ 本業務について十分な業務遂行能力を有せず、適正な執行体制を確保できない事業者及び本市の指示に柔軟に対応できない事業者。
- ⑤ 竹田市暴力団排除条例（平成23年竹田市条例第18号）第2条（1）及び（2）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に当てはまる者。
- ⑥ 宗教活動及び政治活動を目的とする者。

5. 提案書等の提出

本選考審査に参加を希望する者は、次により提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年7月26日(月) 17時まで(必着)

(2) 提出書類

下記書類を提出期限までに提出すること。

① 企画提案書

部数 7部(代表者印押印の原本1部、写し6部)

- ・ 書式は自由だがA4版での作成とする。過剰な添付書類は極力避けること。
- ・ 「仕様書5.実施要件」に記載するKPIを含む(別紙)「事業費の積算資料」を提出すること
- ・ 事業実施に伴い事業者の具体的な取組や工夫する点について別紙「記述項目」を提出すること。
- ・ 表紙・目次を除く各ページにページ番号を記入すること。
- ・ 事業スケジュール表を添付すること。
- ・ 事業実施体制表を添付すること。
- ・ これまでに、当該事業と同等の事業実績があれば添付すること。
- ・ 提出書類と同じ内容を保存した電子媒体(CD-R)を提出すること。

審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を原本(1部)にのみ記載し、他の6部には社名等を表示しないこと。

なお、上記の提出物については返却しない。

(3) 提出先及び提出方法

竹田市企画情報課(10.事務局参照)持参又は郵送

6. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

(1) 質問について

- ① 電子メールにより、質問書(様式第2号)を提出すること。
- ② 他の方法による質問書は一切受け付けない。
- ③ 質問書は様式第4号に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
- ④ 電子メール送付先 竹田市企画情報課(10.事務局参照)
アドレスkikaku@city.taketa.lg.jp
件名は「竹田市サテライトオフィス誘致支援業務(福岡圏域)に係る質問」とすること。
- ⑤ 受付期間 令和3年7月12日(月)から7月19日(月)17時まで(必着)
- ⑥ 回答方法 質問の回答は、本プロポーザルの参加表明のあった者へ随時電子メールにて回答する。

7. 審査方法及び審査基準

提出書類等の審査は、「竹田市サテライトオフィス誘致支援業務選考委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。

（１）審査

企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査を行う。

- ① 日時：令和３年８月２日（月）を予定し、詳細は別途通知する。
- ② 場所：竹田市役所 会議室
- ③ 説明時間：１社あたり概ね３０分（説明２０分、質疑応答１０分）とする。
 - ・説明者は３名以内とする。
 - ・利用可能機材は、プロジェクター及びビスクリーンとし、竹田市において準備する。
 - ・通信回線、パソコンは各自準備すること。
 - ・プレゼンテーション等に要した費用は企画提案者負担とする。
 - ・プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。
 - ・本委員会は、非公開によって行うものとする。

（２）審査基準

審査基準は、別紙「審査基準表」により行う。

８．審査結果の通知及び業務委託事業者の決定

- （１）審査結果は、令和３年８月２日（月）以降に審査参加者に対して書面で通知し、審査結果を竹田市ホームページで公表する。
- （２）審査の結果、最高点の企画提案者を業務委託事業者とする。ただし、配点合計の６割を最低基準点とし、この基準点を超えない場合は業務委託事業者としない。
- （３）最高得点を取得した者が２者以上ある場合は、提案価格の最も低い者を業務委託事業者とする。さらに、提案価格が同額である場合は後日くじ引きを行う。（日時は別途指示する。）
- （４）審査結果に係る問い合わせには応じない。
- （５）審査参加者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

９．その他

- （１）参加資格要件を満たさなくなった場合及び参加申請書等に虚偽の記載があった場合は、参加資格を喪失する。
- （２）書類提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- （３）本選考審査への参加を辞退する場合は、書面（様式第３号）で届け出ること。なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- （４）提出された書類は返却しない。なお、書類は本選考審査以外の用途には使用しない。
- （５）提出された申請書類、選考過程、審査結果等については、竹田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として本プロポーザルの選考後、選考結果等を公表する。ただし、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等はこの限りではない。

- (6) 参加事業者及び参加事業者の関係者が選考に対する不当な要求を行った場合又は、委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (8) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

10. 事務局

〒878-8555

大分県竹田市大字会々1650番地

竹田市企画情報課総合政策室

担当：渡部・井野

TEL 0974-63-4801 FAX 0974-63-0995

電子メール：kikaku@city.taketa.lg.jp

(別表 1)

審査項目（審査の観点及び配点）

評価対象	審査項目	判断基準	評価の配点
企画提案内容	竹田市のサテライトオフィス誘致の理解度（問題点の把握）	①優れている	10
		②普通	5
		③評価しない	0
	竹田市のサテライトオフィス誘致に対する基本的な考え方（コンセプト）	①優れている	10
		②普通	5
		③評価しない	0
	令和6年度におけるKPIの達成見込み	①優れている	10
		②普通	5
		③評価しない	0
	本事業における地元企業との関係性	①優れている	10
		②普通	5
		③評価しない	0
	独創性、実現性	①優れている	10
		②普通	5
		③評価しない	0
業務量の把握（作業スケジュール）	①優れている	10	
	②普通	5	
	③評価しない	0	
説得力、取組み意欲	①優れている	10	
	②普通	5	
	③評価しない	0	
業務実績	過去の実績（サテライトオフィス誘致の類似業務の受託実績）	①優れている	10
		②普通	5
		③評価しない	0
業務執行体制	管理技術者、担当者等の執行体制、担当者の能力	①優れている	10
		②普通	5
		③評価しない	0
見積額	見積額及び積算内訳	①優れている	10
		②普通	5
		③評価しない	0